

平成30年2月7日

津山市介護予防訪問サービス指定事業所管理者
津山市介護予防通所サービス指定事業所管理者 様

津山市 環境福祉部
社会福祉事務所 高齢介護課長

平成30年度介護職員処遇改善加算に係る計画書等の提出について

平素より、介護保険事業に格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、介護職員処遇改善加算について、平成30年度に当該加算を算定する場合は処遇改善計画の提出が必要となります。

津山市の総合事業（津山市介護予防訪問サービス若しくは津山市介護予防通所サービス）の指定事業所におかれましては以下の内容をご確認いただき、必要な書類を提出してください。

1. 対象となる事業所

津山市介護予防訪問サービス指定事業所および津山市介護予防通所サービス指定事業所

※平成30年4月より津山市介護予防訪問サービスおよび津山市介護予防通所サービスの指定をうける事業所も対象です。

2. 提出書類

①介護職員処遇改善加算届出書（別紙様式3又は4）

※複数の介護サービス事業所を有する場合は別紙様式4、それ以外は別紙3を提出。

②訪問介護あるいは通所介護、地域密着型通所介護の指定権者へ提出した「介護職員処遇改善計画書」の写し

③訪問介護あるいは通所介護、地域密着型通所介護の指定権者から受領した、加算届出書類の「受理書」等の写し

④介護職員処遇改善計画書（指定権者内事業所一覧表）（別紙様式2（添付書類1））

介護職員処遇改善加算のホームページ

<https://www.city.tsuyama.lg.jp/life/index2.php?id=6466>

3. 届出手順

訪問介護あるいは通所介護、地域密着型通所介護の指定権者への届出と並行して津山市に届出を行うこととなり、「受理書や控え等」を含めて全ての書類を一括で提出することが困難であることから、下記の取扱いとします。

- (1) 「2. 提出書類」でお示しした書類のうち、「③受理書等の写し」以外の書類を提出期限内に津山市にご提出ください。
- (2) 「2. 提出書類」でお示しした書類のうち、「③受理書等の写し」については訪問介護あるいは通所介護、地域密着型通所介護の指定権者から当該書類が届き次第、速やかにその写しを津山市にご提出ください。

※「受理書等」を受け取る前に(1)で提出いただいた「計画書」の修正を行っていた場合、「受理書等の写し」とともに修正後の「計画書」の写しをご提出ください。

4. 提出期限

平成30年2月28日(水) 必着

5. 注意事項

- (1) 「2. 届出書類」の「②計画書の写し」については、訪問介護あるいは通所介護、地域密着型通所介護の指定権者のホームページより、最新の様式をダウンロードして「計画書」を作成してください。津山市へ提出が必要なのは、指定権者に提出した「計画書」の写しです。

津山市が指定する総合事業の事業所のうち、全ての書類を津山市の様式で作成して届出を行う必要があるのは、津山市指定の地域密着型サービス事業所に限ります。

- (2) 加算見込額については、平成30年1月26日(金)の第158回社会保障審議会介護給付費分科会において、平成30年度の報酬単価(案)が公表されておりますので、平成30年度の当該加算の見込額算定の参考としてください。

平成30年度の報酬単価は、下記に記載した厚生労働省ホームページで御確認ください。

なお、既に、平成29年度の報酬単価をもって計画書等を作成(提出)している場合は、再作成(再提出)までは不要です

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000192309.html>

問い合わせ先

津山市 環境福祉部
社会福祉事務所 高齢介護課
tel:0868-32-2070
fax:0868-32-2153
担当: 影山・有元・甲本